

十 二	十 一	十 九	八	七	六	五	四	三	二	一	条 件	成 令	省 令	国 債	財 務							
の 経 過 利 子 率	利 率	発 行 価 格	振 替 単 位	額 最 低 額 面 金	払 込 金 額	発 行 額	発 行 方 法	用 振 替 法 の 適	の 法 律 及 び そ の 根 拠	号 名 称 及 び 記 号	平 成 十 五 年 九 月 九 日	等 を 次 の と お り 告 示 す る	十 五 年 八 月 二 十 五 日 に 発 行 し た	第 三 十 号 の 規 定	省 令 第 三 十 号 の 規 定	に 関 す る 省 令 第 三 十 号 の 規 定	第 七 条 第 三 項 の 規 定	に 基 づ き 、 平 成 十 五 年 八 月 二 十 五 日 に 発 行 し た	利 付 国 庫 債 券 （ 五 年 ） （ 第 二 十 九 回 ）	財 務 大 臣 塩 川 正 十 郎	第 五 百 七 十 八 号 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵 省 告 示 第 五 百 七 十 八 号 ）	
に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し	日 本 郵 政 公 社 総 裁 は 、 払 込 金 額	十 七 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	す る 。○ の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	額 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 九 千 九 百 三 十 七 億 七 百 万 円	金 額 に よ る 引 受 け の 規 定 す る 郵 便 貯 金 資 金	項 第 四 号 に 規 定 す る 郵 便 貯 金 資 金	律 第 九 十 七 号 の 規 定 す る 郵 便 貯 金 資 金	日 本 郵 政 公 社 法 （ 平 成 十 四 年 法	機 関 は 日 本 銀 行 と す る	用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替	「 振 替 法 」 と い う の 規 定 の 適	成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 の 規 定 に よ り	社 債 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平	条 第 一 項 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平	二 十 六 年 法 律 第 百 一 号 の 規 定 に よ り	財 政 融 資 資 金 特 別 会 計 法 （ 昭 和	回 ）	利 付 国 庫 債 券 （ 五 年 ） （ 第 二 十 九	財 務 大 臣 塩 川 正 十 郎	第 五 百 七 十 八 号 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵 省 告 示 第 五 百 七 十 八 号 ）

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十年六月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

平成十五年八月二十五日

十七 払込期日

十八 払込期日